

諮問日：令和5年1月18日（令和4年度（情）諮問第28号）

答申日：令和5年7月19日（令和5年度（情）答申第7号）

件名：広島高等裁判所における判例集等に掲載される裁判に関する取扱いが記載されている文書の不開示判断に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「判例・裁判例集に掲載される裁判に関し、その選定基準（掲載すべき裁判と掲載すべきでない裁判の別やその判定方法や選定手続き等）など、関係する取扱いを定めた要領・通達、事務連絡等のほか、その取扱いに関する事項（作業・協力等の要請・依頼、望まれる考え方姿勢等の提示・要望などを含む。）が記載されている文書（書簡、電子メール・掲示板の類、マニュアル・教材の類を含む。）。」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、広島高等裁判所長官が、別紙記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、広島高等裁判所長官が令和4年9月30日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

下級裁判所判例速報集以外の判例・裁判例集に掲載すべき裁判の選別に関し、自ら何の目安も設けておらず、また外からも何ら指示はおろか考え方の提示等も受けていないということなのか、それらしき名称の文書が見当たらないことから、実質ゼロ回答である。判例集掲載の裁判例が組織的に選定される建

前にもかかわらず、組織として何の目安も存在しないのは不自然である。裁判所組織内で全裁判例データを総合的に管理する電算データベースが存在し稼働している場合に関する文書など、開示申出に係る文書の探索が不十分だったと考えられるため、改めて念入りに再探索した上、該当文書全ての開示を求める。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 広島高等裁判所は、本件開示申出の内容について、裁判所が判例・裁判例集として刊行しているのは最高裁判所事務総局が刊行する、最高裁判所判例集、最高裁判所裁判集及び高等裁判所判例集であり、広島高等裁判所が独自に刊行する判例集等はないこと、判例・裁判例集の刊行に関し、広島高等裁判所が事務に関わるのは、高等裁判所判例集の選定事務のみであることから、「高等裁判所判例集及び広島高等裁判所がウェブサイト上に掲載している裁判例（以下「判例集等」という。）について、判例集等の刊行又は掲載に関する取扱いを定めた要領・通達、事務連絡等及びその取扱いに関する事項が記載されている文書（書簡、電子メール、J・NETポータル掲載文書、マニュアル及び教材の類を含む。）。」と整理し、探索を行ったところ、原判断で開示済みの文書を除いて本件開示申出に係る文書は存在しなかった。

なお、原判断で開示済みの文書のうち、一部の文書につき、メールアドレス、内線番号、直通電話番号及びファクシミリ番号を、裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律5条6号）に相当することから不開示とした。

- 2 まず、苦情申出人は、下級裁判所判例速報集以外の判例・裁判例集に掲載すべき裁判の選別に関し、自ら何の目安も設けておらず、また外からも何ら指示はおろか考え方の提示等も受けていないということなのか、それらしき名称の文書が見当たらないことから、実質ゼロ回答であるなどと主張する。

しかし、広島高等裁判所の文書の探索結果は、1のとおりであるところ、高等裁判所判例集に登載すべき裁判の選定については各高等裁判所に置かれた各

判例委員会の審議に委ねられていることから（判例委員会規程1条、2条）、苦情申出人が主張する判断の目安が定められていないとしても不合理ではない。

3 次に、苦情申出人は、裁判所組織内で全裁判例データを総合的に管理している電算データベースが存在し稼働している場合は、これに関する文書の探索が不十分である旨主張する。

この点、そもそも裁判所において、全ての裁判例を管理する事務は行っておらず、全ての裁判例データを総合的に管理している電算データベースは、裁判所に存在しない。

なお、裁判所においては、判例等登録システムを利用しているが、同システムは、裁判所ウェブサイトに掲載することとした裁判例をPDF形式で登録し、同サイトに掲載（反映）するためのツールにすぎず、全裁判例を総合的に管理するものでもない。

したがって、同システムは、苦情申出人の主張するようなシステムには当たらない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- |   |           |                         |
|---|-----------|-------------------------|
| ① | 令和5年1月18日 | 諮問の受理                   |
| ② | 同日        | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受     |
| ③ | 同年3月17日   | 苦情申出人から意見書（同月13日付け）提出   |
| ④ | 同年6月2日    | 苦情申出人から意見書（同年5月30日付け）提出 |
|   |           | 出                       |
| ⑤ | 同年6月16日   | 審議                      |
| ⑥ | 同年7月14日   | 審議                      |

## 第6 委員会の判断の理由

1 広島高等裁判所は、本件開示申出について、「高等裁判所判例集及び広島高等裁判所がウェブサイト上に掲載している裁判例（以下「判例集等」という。）

について、判例集等の刊行又は掲載に関する取扱いを定めた要領・通達、事務連絡等及びその取扱いに関する事項が記載されている文書（書簡、電子メール、J・NETポータル掲載文書、マニュアル及び教材の類を含む。）。」と整理したとのことである。令和4年7月15日付け補正書の記載に加え、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、最高裁判所事務総局が刊行している判例集又は裁判例集は、最高裁判所判例集、最高裁判所裁判集及び高等裁判所判例集であること、高等裁判所判例集に登載する判決等の選定は当該高等裁判所が行っていること、広島高等裁判所は裁判例集等を刊行していないことが認められ、これらを踏まえれば、広島高等裁判所が本件開示申出について上記のとおり整理したことは合理的である。そして、上記整理を前提に特定された本件対象文書が開示申出文書に該当することについては、これを不合理とする理由もない。

2 苦情申出人は、下級裁判所判例速報集以外の判例・裁判例集に掲載すべき裁判の選別に関して目安が存在しないのは不自然であり、文書の探索が不十分であったなどと主張する。しかし、高等裁判所判例集に登載すべき裁判の選定については各高等裁判所に置かれた各判例委員会の審議に委ねられ（判例委員会規程1条、2条）、登載すべき裁判を選定するに当たっては、様々な考慮要素があると考えられるから、その選定について各判例委員会の審議に委ねることは合理的であり、苦情申出人の上記主張は採用できない。

また、苦情申出人は、本件対象文書以外にも開示申出文書が存在すると指摘し、裁判所組織内で全裁判例データを総合的に管理している電算データベースが存在し稼働している場合は、これに関する文書の探索が不十分である旨主張する。この点については、裁判所において全ての裁判例を管理する事務を行っておらず、全ての裁判例データを総合的に管理している電算データベースは存在しない旨の最高裁判所事務総長の説明に不合理な点はなく、苦情申出人が主張するようなデータベースやそれに関する文書が存在するともうかがわれない。そのほか、広島高等裁判所において、本件対象文書のほかにも、本件開示申出文

書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。したがって、広島高等裁判所においては、本件対象文書のほか、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 3 以上のとおり、原判断については、広島高等裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    門   口   正   人

委                    員                    長   戸   雅   子

別紙

- 1 判例委員会規程（昭和22年最高裁判所規程第7号）
- 2 広島高等裁判所判例委員会規程（昭和48年広島高等裁判所規程第1号）
- 3 広島高等裁判所判例委員会規程（平成24年広島高等裁判所規程第1号）
- 4 判例委員会における運用の申合せ（平成16年3月30日付け、改正平成22年12月15日）
- 5 判例委員会における運用の申合せ（平成16年3月30日付け、改正平成24年3月7日）
- 6 高等裁判所判例集登載原稿作成資料
- 7 平成23年4月15日付け広島高等裁判所事務局資料課長事務連絡
- 8 「送信者：“特定の資料課長補佐”」から始まる文書
- 9 平成29年2月17日付け最高裁判所事務総局広報課長等事務連絡「下級裁判所判例集に掲載する裁判例の選別基準等について」
- 10 平成31年2月27日付け最高裁判所事務総局広報課長事務連絡「下級裁判所裁判例速報に掲載する裁判例の仮名処理等の基準について」